

設置しなければならぬ場所は？

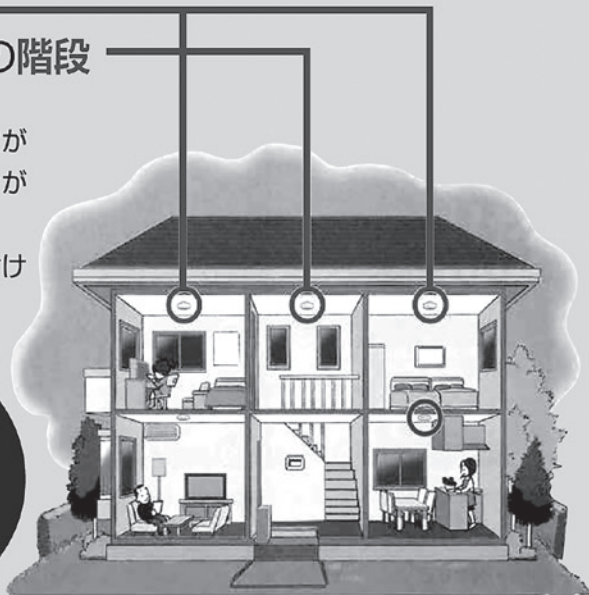
- ①全ての寝室
- ②2階に寝室がある場合、2階の階段

その他、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは、「煙式」の警報器です。



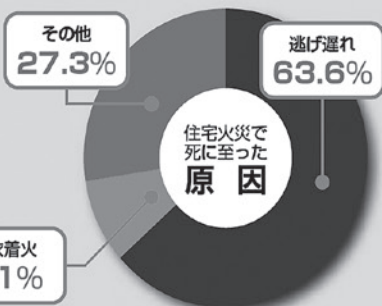
徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお勧めします。



なぜ必要なの？

自分自身はもちろん大切な家族を住宅火災から守るためです。火災を早期に発見することで、初期消火や通報等の行動が早まり近隣への延焼被害も軽減します。

住宅火災の死亡の原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。さらに、住宅火災の死者の約8割が「65歳以上の高齢者」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに高齢者の被害が増加することが危惧されます。



(徳島県：平成26年中(概数) 放火自殺者を除く)

助かった事例

午前3時ごろ、徳島市の住宅で出火。就寝中の夫妻は、住宅用火災警報器の音に気づいて無事に逃げ出せた。

最初は、約半年前に階段の上に付けた火災警報器の音とはわからなかった。オール電化だから火事はないと思っていたが、台所の扉からの煙を見てびっくり。急いで2階の主人に知らせると、主人はベランダからとなりの納屋に逃げました。家は、全焼したけれど、火災警報器がなかったら、助かってなかったと思います。

本当に火災警報器のおかげです。※今は「火事です。」と音が出ます。



悪質訪問販売に注意！

市町村職員や消防職員が販売に伺うことはありません。少しでもあやしいと感じたら、すぐ返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ

平日 9:00～18:00 (水曜を除く) 電話番号 088-623-0110
 土・日 9:00～16:00 URL: <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>
 休所日 水曜・祝日・年末年始

徳島県婦人防火クラブ連合会

事務局 (徳島県危機管理部消防保安課 TEL:088-621-2284)

海部消防組合 日和佐出張所 ☎77-0999

